



第2次雲南市健康増進実施計画

めざせ健康長寿日本一！
切り拓け！雲南市の健康づくり

目次

第1章 基本理念

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の性格	1
3. 計画の期間	1
4. 雲南省のめざす健康づくり	2
(1) 大目標（健康なまちづくり）	2
(2) 中目標（ひとづくり・地域づくり）	2
(3) 基本政策・施策	3
(4) 健康増進施策の体系	5

第2章 実施計画

1. 健康づくりを推進する体制・環境の整備・充実	6
(1) 推進体制・環境の整備・充実	6
(2) 各種行政機関との連携の強化	8
(3) 住民組織・民間団体等との連携の強化	8
2. 子どもと親が自ら実践できる健康づくり支援の充実	9
(1) 子どもと親の健康づくり支援の充実	9
(2) 児童虐待防止のための相談体制の充実	10
(3) 発達障がい早期発見・早期支援の充実	10
(4) 感染症予防対策の推進	11
(5) 親子の健康づくり推進のための子育て関係機関等との連携の構築	11
3. 青壮年の主体的な健康づくり行動への支援の充実	12
(1) 健康づくり行動の促進と身近な健康相談・指導体制の充実	12
(2) 病気の早期発見・早期治療の推進	13
4. 高齢者が生きがいをもって暮らせる活動の推進	14
(1) 高齢者の健康づくり・介護予防事業の充実	14
(2) 健康づくり・介護予防推進体制の整備	15
5. こころの健康の保持・増進	16
(1) 自殺防止総合対策の推進	16
(2) こころの健康づくり支援の充実	16
(3) 地域保健における保健・医療・福祉関係団体等との連携の強化	17
用語の解説	17

第3章 評価指標

評価指標	19
------	----

第4章 雲南省健康づくり施策展開イメージ

雲南省健康づくり施策展開イメージ	20
------------------	----

第5章 資料編

第2次雲南省健康増進実施計画策定の経過	21
第2次雲南省健康増進実施計画策定委員会設置要綱	22
第2次雲南省健康増進実施計画策定委員会委員名簿	23

第 1 章 基本理念

1. 計画策定の背景と趣旨

「雲南市健康増進実施計画（第 1 次計画）」は、保健師等保健行政担当職員により平成 18 年度に策定し、保健行政担当職員の行動指針として、本市健康増進事業の推進に大きな役割を果たしてきました。

その間、本計画の上位計画である「雲南市総合計画後期基本計画」の策定、「雲南市総合保健福祉計画」の改定が行われました。また、第 1 次計画の計画期間も平成 22 年度に終了しました。

そこで、上位計画の改定や第 1 次計画の成果と課題を踏まえた上で、課題を解決するための施策について新たに示す必要が生じたため、この度改定（第 2 次計画の策定）を行うこととなりました。

第 2 次計画の策定にあたっては、保健行政担当職員の行動指針としての役割だけでなく、めざすべき姿を市民と共有した計画となるよう、健康づくり団体等関係機関との協働により策定することとしました。計画の実践にあたっては、市民と行政の協働による健康づくりの推進を図っていくこととします。

2. 計画の性格

- (1) 本計画は、「雲南市総合計画後期基本計画」「雲南市総合保健福祉計画」を上位計画とし、上位計画を具体的に実施していくために必要な施策を明らかにするものです。
- (2) 本計画は、国の「健康日本 21（※ 1）」を踏まえ、今後の本市健康増進施策を推進するための指針とするものです。
- (3) 本計画は、「健康増進法第 8 条に基づく『健康増進計画』（※ 2）」として策定した「雲南市総合保健福祉計画」を補完し、より具体化する「健康増進実施計画」として策定したものです。

3. 計画の期間

本計画は、平成 23 年度を初年度とし、目標達成を平成 26 年度とする 4 年間の計画とします。

4. 雲南市のめざす健康づくり

個人が夢や希望、目標など自由な自己実現を図っていくためには、こころと身体が健康であることは極めて重要です。健康を実現することは個人の問題であるとともに、一人ひとりが主体的に取り組む課題でもあり、その実現には一人ひとりが正しい知識をもち、自ら自覚し、自らの意志で生活習慣の行動変容を遂げなければ効果を上げることはできません。また、個人の力と併せて、社会全体としても個人の主体的な健康づくりを支援していくことが重要です。

本計画は、市民誰もが生涯、健康でいきいきと生きがいをもって生活していくことができるよう、そのための手段としての健康づくりについて、目標を設定するとともに、それを実現するための基本政策、施策を明らかにし、着実な実行を図っていくこととしています。

(1) 大目標（健康なまちづくり）

本計画では、「雲南市総合計画後期基本計画」で定められたまちづくりの将来目標を大目標とし、健康づくりに取り組む市民像（中目標）を設定し、基本政策・施策を展開していくこととしました。

【健康なまちづくり目標】

誰もが生涯健康でいきいきと

生きがいをもって暮らせるまちづくり

(2) 中目標（ひとづくり・地域づくり）

大目標（健康なまちづくり）を実現するには、市民一人ひとりが心身共に健康であることが大前提となることから、成長段階に応じたライフステージごとのひとづくり目標と、それを支える地域づくり目標を定めました。

目標設定の視点としては、市民一人ひとりの健康づくりへの取り組み「自助（※3）」と、地域でなかまと共に支え合いながら健康づくりに取り組む「互助（※4）」が一体となって健康づくりに取り組むことで、まちづくり目標の実現が可能になってきます。

まず、幼少時期から健康に対する意識を醸成し、「こころと身体を大切に思うひと」を育成します。また、意識から行動へと発展させ、「健康づくりに取り組むひと」を育成します。その結果、「こころ安らかに毎日楽しく過ごすひと」が多くなります。これらの取り組みを行いやすくするため、「地域で健康づくりを支え合うなかまづくり」を推進していきます。

【ライフステージごとのひとづくり目標】

- こころと身体を大切に思うひとを増やす
- 健康への意識をもち健康づくりに取り組むひとを増やす
- こころ安らかに毎日が楽しいと感じるひとを増やす

【健康づくりを支える地域づくり目標】

- 地域で健康づくりを支え合うなかまを増やす

(3) 基本政策・施策

ひとづくり・地域づくり目標を達成するためには、市民一人ひとりがウォーキングや水中運動などの身体活動、食生活の改善、休養やストレス対策といった健康づくり行動に主体的に取り組むことが最も重要です。そのためには、取り組みを促進する情報や機会の提供、取り組みを支援する人材の育成、健康づくりを推進する関係機関・団体等の連携、その他各種保健サービスの充実といった「公助（※5）」である基本政策・施策を明確にし、具体的・実践的・効率的に施策の推進に努めます。

①基本政策1－保健行政共通－

各種団体が参画する健康づくり推進組織を設置するなど、地域における市民主体の健康づくり活動を支援する体制・環境の整備・充実を図っていく必要があります。

基本政策	健康づくりを推進する体制・環境の整備・充実
施策	(1) 推進体制・環境の整備・充実
	(2) 各種行政機関等との連携の強化
	(3) 住民組織・民間団体等との連携の強化

②基本政策2－母子保健－

朝食を食べない子どもたちが減らないなど家庭での基本的な生活習慣の確立や、発達・発育に不安を抱く親や子どもへの支援の充実など、心身共に健康な子どもと親の成長を支援する必要があります。

基本政策	子どもと親が自ら実践できる健康づくり支援の充実
施策	(1) 子どもと親の健康づくり支援の充実
	(2) 児童虐待防止のための相談体制の充実
	(3) 発達障がいの早期発見・早期支援の充実
	(4) 感染症予防対策の推進
	(5) 親子の健康づくり推進のための子育て関係機関等との連携の構築

③基本政策3－成人保健（青壮年期）－

近年、働き盛りの男性のがん死亡が増え、自殺死亡率が全国、島根県に比べ高い状況です。市民の健康づくりに対する意識を醸成し、行動を促進するための施策に取り組んでいく必要があります。

基本政策	青壮年の主体的な健康づくり行動への支援の充実
施策	(1) 健康づくり行動の促進と身近な健康相談・指導体制の充実
	(2) 病気の早期発見・早期治療の推進

④基本政策 4－成人保健（高齢期）－

要支援・介護認定者や認知症高齢者の減少を図るため、高齢者が趣味や生きがいをもって社会活動に参加できる取り組みを推進する必要があります。

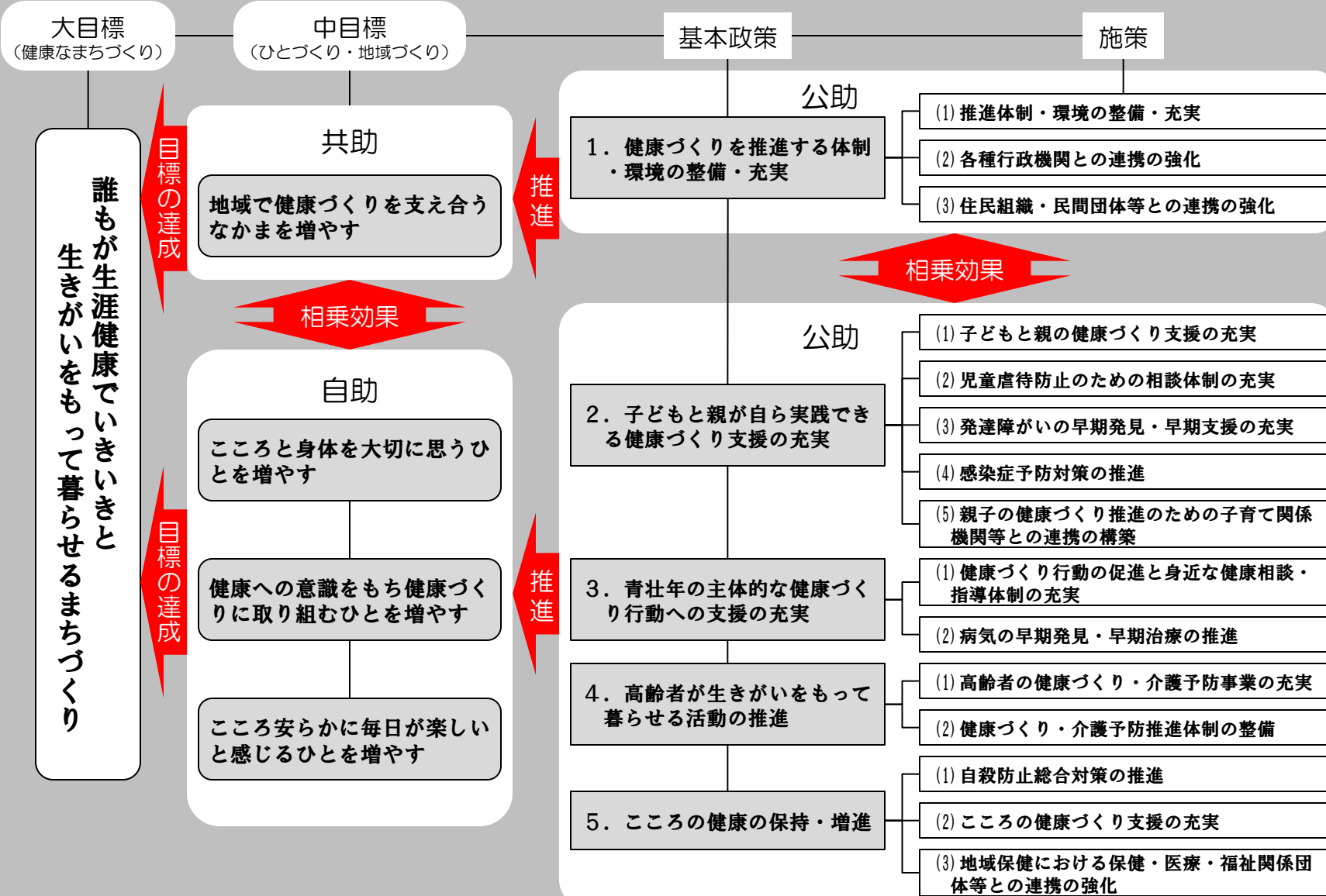
基本政策	高齢者が生きがいをもって暮らせる活動の推進
施策	(1) 高齢者の健康づくり・介護予防事業の充実
	(2) 健康づくり・介護予防推進体制の整備

⑤基本政策 5－精神保健－

近年、こころの不調を抱える人が増えています。障がいにかかわらず地域で分け隔てなく健康な生活をおくる権利を行使できるよう配慮し、地域で暮らし続けることができるよう支援する必要があります。

基本政策	こころの健康の保持・増進
施策	(1) 自殺防止総合対策の推進
	(2) こころの健康づくり支援の充実
	(3) 地域保健における保健・医療・福祉関係団体等との連携の強化

市民と行政の協働による健康づくりの推進



(4) 健康増進施策の体系
雲南市のめざす健康づくりを体系的に表すと次のとおりとなります。公助であ
る基本政策・施策を推進することにより市民の自助、共助を促し、中目標・大目
標の達成をめざすものです。

第2章 実施計画

1. 健康づくりを推進する体制・環境の整備・充実

【現状】

第1次計画では、住民主体の健康づくり活動の推進をめざし、市はもとより健康づくりに関する団体等関係機関が連携を図り、系統的に事業を展開するため、推進組織を設置することとしていました。しかし、計画期間中での設置は実現せず現在に至っています。

関係機関との連携については、特別な支援を要する児童の支援等において市教育委員会など関係機関との連携組織が設置されたほか、雲南医師会のホームページ作成協力など、保健・医療・福祉・教育分野との連携が強化されました。

また、平成18年4月に開設した身体教育医学研究所うんなんは、「教育」「評価」「研究」を活動の大きな柱として、「生涯健康でいきいきと生活できる小児期からの健康づくりの推進」を理念に様々な活動を展開しています。

【課題】

第1次計画期間中に設置できなかった各種団体が参画する健康づくり推進組織を設置し、関係機関相互の連携・協働により市民の健康づくりを推進する施策の展開を図っていく必要があります。

特に、交流センターを拠点に地域活動を展開されている「地域自主組織(※6)」との連携を強化し、地域住民主体の健康づくり活動を支援する環境・体制を整備していくことが求められています。

平成23年4月から公立雲南総合病院が市立化され、雲南市立病院となりました。これにより、医療機関とのネットワークを構築するとともに、関係機関との更なる連携の強化を図っていく必要があります。

これまでに身体教育医学研究所うんなんは、地域住民の身体に関わる様々な課題に対して実践的な立場で研究を行い、その実践に向けて分野を超えて組織横断的に課題解決に取り組むとともに、その成果を保健・福祉・教育施策に反映させてきました。今後もそれらの活動を継続して展開するとともに、これまでの活動の成果や課題を整理し、長期的展望の中での活動の在り方を検討・協議していく必要があります。

【目標】

各種団体が参画する健康づくり推進組織を設置するなど、地域における市民主体の健康づくり活動を支援する体制・環境の整備・充実を図ります。

【施策】

(1) 推進体制・環境の整備・充実

①健康づくりを推進する体制の整備

健康づくりに関係する団体等関係機関や、地域での健康づくりを推進する地域自主組織等の参画による健康づくり推進組織を平成24年度に設置し、市民の健康づくりを推進する施策の提言・実施など、官民が一体となった事

業を展開します。

【主要施策】

- 「(仮称)雲南市健康づくり推進協議会」の設置と事業展開

②保健活動を推進する環境の整備

市健康推進課及び総合センター保健福祉課の保健師等専門職員による保健関係者定例会を継続して開催し、各種事業の推進にあたっての課題を共有し、事業を円滑に効果的に展開するための検討・協議を行います。

また、「雲南市定員管理計画」では、市民に最も近い行政機関である総合センター職員の定員を将来的に縮小していくこととしています。これに対応していくため、地域における住民主体の健康づくり活動がより一層推進されるための体制等について検討・協議を行います。

【主要施策】

- 保健関係者定例会の継続開催
- 今後の保健師等専門職員の配置等推進体制に関する検討・協議

③身体教育医学研究所うんなんの専門的機能・成果等の活用

市役所各部局では、身体教育医学研究所うんなんの専門性やシンクタンクとしての機能、活動の成果等を活用して、健康づくり関連の施策・事業を展開します。

また、地域の実情や社会の変化等に対応した健康づくり施策を展開していくため、今後の身体教育医学研究所うんなんの役割について検討・協議を行います。

【主要施策】

- 身体教育医学研究所うんなんの諸活動の充実
- 今後の身体教育医学研究所うんなんの役割に関する検討・協議

④健康づくり活動を支援する地域人材の育成

市健康推進課及び身体教育医学研究所うんなんでは、これまで「地域運動指導員(※7)」を養成してきました。今後もこうした地域における健康づくり活動を支援する人材の育成に努めるとともに、研修会や情報交換会等を通して地域運動指導員の実践的・専門的な知識・技術の向上を図ります。

また、「食生活改善推進員(※8)」は、市民の日常の食生活改善について、身近な立場で指導・助言・相談活動を展開されています。市民が食生活の改善について気軽に相談できるよう、市健康推進課は新たな人材を養成するとともに、研修の機会を設けるなど活動の充実を図ります。

【主要施策】

- 地域運動指導員の養成と研修の充実
- 食生活改善推進員の養成と研修の充実
- 地域での健康づくり活動を支援する人材の養成と研修の充実

⑤保健師等専門職員の知識・技術の向上

保健師等専門職員は、市内外で開催される研修会等への積極的な参加や、身体教育医学研究所うんなんや大学等との協働作業の積み上げにより、実践的・専門的な知識・技術・能力の向上に努めます。

【主要施策】

- 保健師等専門職員の研修会への積極的な参加の促進

- 身体教育医学研究所うんなんや大学等の研究機関との共同事業の推進
- 保健活動の評価・公表

⑥情報提供の充実

健康づくりに関する様々な情報の提供に、市報はもとよりケーブルテレビ（告知放送、データ放送、文字放送）やホームページ等様々な媒体を活用して積極的に取り組みます。特に、市民が障がいの有無にかかわらず等しく適切に情報を入手することができるよう配慮します。

また、本市では、平成 22 年度に市民の健康づくりを応援するWEBサイト「まめなかネットU n n a n（※ 9）」を開設しました。これにより、市内の様々な運動施設等で展開されている運動教室や健康講演会などの開催案内や、医師・保健師等によるコラム、健康体操の動画の配信など、健康づくりに関する様々な情報を提供するシステムが構築されました。今後も本サイトの充実を図り、健康づくりに関する様々な情報提供を行います。

【主要施策】

- 各種広報媒体を活用した情報提供の充実
- 「まめなかネットU n n a n」の充実

（2）各種行政機関等との連携の強化

子どもから高齢者まで一貫したところと身体の健康づくり活動が実施できるよう保健・医療・福祉・教育分野との連携をさらに強化します。また、医療機関等と連携を図り、地域医療体制の整備・充実に努めます。

【主要施策】

- 「雲南保健所」等保健関係機関との連携による健康づくりに関する教育・啓発の充実
- 「雲南市立病院」等医療機関や「雲南医師会」「雲南市歯科医師会」との連携による地域医療体制の整備・充実に関する検討・協議の実施
- 「雲南市社会福祉協議会」「雲南広域福祉会」等福祉関係機関との連携による子どもから高齢者までの幅広い年齢層に対応したところと身体の健康づくり活動の充実
- 「雲南市商工会」や各事業所との連携による健康教育の推進
- 市教育委員会や幼稚園、小学校、中学校等教育機関との連携による子どもや保護者に対する健康教育活動の充実
- 運動施設等との連携による運動教室・健康教室の実施

（3）住民組織・民間団体等との連携の強化

地域自主組織をはじめとする住民組織や民間団体、地域で健康づくりや生きがいづくりなどに自主的に取り組んでいる団体等と連携し、地域における市民の健康づくり活動を支援する施策を展開します。施策の展開にあたっては、各種団体等関係機関との協働により事業の企画・立案を行い、市民が主体的に参加できる活動を支援します。

【主要施策】

- 地域自主組織との連携による事業の展開
- 健康増進を推進する民間団体等との連携による事業の展開

2. 子どもと親が自ら実践できる健康づくり支援の充実

【現状】

母と子の健康の保持・増進を図るため、母子保健法に基づく保健指導、健康診査等の母子保健事業を実施し、予防接種法に基づく予防接種を実施しています。

第1次計画では、子どもの頃からの生活習慣病予防、基本的な生活習慣の確立と食育の推進、発達支援システムの充実、学校保健等関係機関との連携による事業の充実を図ることとしていました。

成果としては、母乳継続者が増加し、3歳児の早寝早起きが増加しました。3歳児健診の結果から、むし歯のない子どもの割合は目標値に達し、基本的な生活習慣が定着する子どもが増えました。一方で、1歳6カ月時健診、3歳児健診の結果、いずれも朝食を食べる子どもの割合が減っています。また、一般不妊治療費や小児の任意予防接種の助成を開始するなど、経済的な負担の軽減や支援を行っています。

近年、発達・発育に不安を抱える保護者が増えています。こうした不安を解消していくため、健康診査や発達クリニック、育児相談等を実施していますが、発達支援システムの構築には至っていません。

こうしたことから、子育てに関して特に支援が必要である要援護児童や要保護家庭に対する支援を行うとともに、関係機関が連携し児童虐待の防止を図る体制として「雲南市要保護児童対策地域協議会（※10）」を設置しました。

【課題】

基本的な生活習慣が定着する子どもが増えたものの、朝食を食べる子どもの割合は減少傾向にあります。また、育児に不安を抱える保護者が依然として存在し、児童虐待の温床ともなりうる状況です。これまで母子保健が担ってきた母子の健康の保持・増進のための保健指導や健康診査は継続して実施するとともに、これらの事業が連動し、子どものこころと身体をはぐくむための有機的な連携の姿を明確に打ち出すことが課題です。

【目標】

母と子の権利を守り、健康なこころと身体をはぐくむために、継続して基本的な生活習慣の確立を図るとともに、地域で子育てを支援する市民の意識の醸成など、母子を支援するシステムの構築をめざします。

【施策】

(1) 子どもと親の健康づくり支援の充実

①健やかなこころと身体をはぐくむ乳幼児からの生活習慣の確立

子どもの頃から正しい生活習慣を身に付けるため、妊婦及び乳幼児期の子どもをもつ親が、自ら健康に関心を持ち健康づくりに積極的に取り組めるように健康教育等の充実を図ります。

【主要施策】

- 乳幼児健診の実施
- 母子健康手帳の交付と保健指導・相談の充実

- 妊婦・乳児健診の充実
- 各種教室（妊婦サロン、離乳食教室、外国人ママ交流、育児教室、歯と口の健康教室等）の充実
- 保健指導、栄養指導、歯科口腔指導等の充実
- 子どもの運動器疾患予防事業の充実
- 運動を通じた生活リズム改善事業の充実
- フッ化物洗口実施への支援
- 食育の推進（「早寝早起き朝ごはん運動」「お弁当の日」等）

②育児不安・負担を軽減する支援の充実

身近な地域や子育て中の親同士による気軽な交流の場において、情報交換が図られ、育児スキルの向上や、育児不安の解消ができるよう努めます。

また、子育ての不安や悩みに早期から対応できる相談体制の強化に努めるとともに、妊婦乳児一般健診や一般不妊治療等にかかる費用の助成を行い、親の経済的負担を軽減します。

【主要施策】

- 妊婦・乳児健診の助成
- 一般不妊治療費助成事業の充実
- 小児慢性特定疾患治療事業の充実
- 赤ちゃんハンドブックの活用など妊娠・出産・子育てに関する情報提供の充実
- 乳児訪問（こんにちは赤ちゃん事業）の充実
- 産後の母親のメンタルヘルスチェックの実施
- 妊婦相談、育児相談等相談体制の強化
- 「ブックスタート事業（※11）」の充実

③思春期保健対策の充実

こころと身体が成長する思春期の悩みや不安について、子どもや親が気軽に相談できるよう支援します。

家庭、地域自主組織、学校等の関係機関との連携により、次世代の親づくりのための対策について検討します。

【主要施策】

- 健康教育の実施と支援の充実
- 関係機関とのネットワークの構築
- 相談支援の充実

（2）児童虐待防止のための相談体制の充実

「雲南市要保護児童対策地域協議会」を中心に、虐待防止ネットワークの連携を一層強化し、総合的に支援できる体制づくりを進めます。

【主要施策】

- 児童虐待の早期発見・早期対応の充実
- 雲南市要保護児童対策地域協議会の開催
- 児童虐待防止ネットワークの充実

(3) 発達障がいの早期発見・早期支援の充実

発達障がいを早期発見できる体制を強化し、早期支援につなげるシステムの整備を行います。

【主要施策】

- 発達クリニックの充実
- 発達障がいの早期発見・早期支援のためシステムの整備

(4) 感染症予防対策の推進

①感染症の予防と早期発見・早期治療の推進

予防接種法に基づく予防接種を保健所や医療機関等の関係機関と連携し適切に実施するなど、感染症の予防に努めます。また、結核検診や地域における健康教育を実施するなど、感染症の早期発見・早期治療の推進に努めます。

【主要施策】

- 定期予防接種の実施
- 任意予防接種への自己負担軽減措置の実施
- 結核検診の実施

②予防対策のための意識啓発の充実

感染症や食中毒を予防するため、ケーブルテレビの放送やチラシの配布等広報活動の充実により、市民の意識啓発に努めます。

【主要施策】

- 感染症に対する市民の意識啓発の充実

③健康危機管理対策の充実

新型インフルエンザなど「健康危機管理マニュアル（※ 12）」に基づき、健康危機管理に努めるとともに、社会の変化に対応できるようマニュアルの見直しを行います。

【主要施策】

- 健康危機管理マニュアルの見直しと改善

(5) 親子の健康づくり推進のための子育て関係機関等との連携の構築

子ども自身が自らこころや身体に関心をもつことができるよう、親子で小児期からの健康づくりを支援していきます。また、その取り組みが家庭や学校にとどまらず地域全体に波及するよう関係機関に働きかけていきます。

さらには地域における子育て支援の担い手と既存の子育て支援関係機関とが連携して、子育て中の親子を支えるための仕組みを検討します。

【主要施策】

- 地域で子育てをするための体制づくりの検討
- 子育て支援関係機関への情報提供の充実
- 子育て支援関係機関等に対する健康教育の実施
- 子育て関係者会議の継続開催

3. 青壮年の主体的な健康づくり行動への支援の充実

【現状】

本市では、がん死亡が最も多く、特に働き盛りの壮年期男性のがん死亡が増えてきています。「年齢調整死亡率（※ 13）」では、男性では胃がんと肺がん、女性では乳がんが高くなっています。また、壮年期男性の虚血性疾患や脳血管疾患が高い状況です。

第1次計画では、市民の主体的な健康づくり活動を支援するため、食生活改善推進員や地域運動指導員を養成するとともに、自治会の保健推進員や一般市民に対する健康講演会を行いました。また、働き盛り世代の健康管理の充実を図るための対策にも取り組みました。しかし、特定健診やがん検診の受診者数が伸びず、市民の主体的な健康づくりの機運が高まっているとは言えない状況です。

そこで平成 21 年度から、特定の節目年齢の市民を対象にがん検診の無料クーポン券を配布したり、土日に集団検診日を設定しました。こうした結果、徐々に受診者数が増えてきています。また、自主的にがん検診を普及・啓発している市民団体と連携した健康教育活動も成果を上げています。

【課題】

住民自治のまちづくりは本市の優先課題であり、健康はまちづくりの第一歩として、豊かな地域をつくっていくための資源です。これまでと同様に、健康づくりに関する自主的な市民団体等との連携はもとより、まちづくり団体等との連携について協議をしていく必要があります。

また、働き盛り世代の健康管理を充実するため、商工会との連携をきっかけとして、事業所の健康管理のニーズを把握し、適切な支援を行うことにより、市全体への波及を図ることが課題となっています。

【目標】

特定健診や各種がん検診の受診率向上に向け、地域自主組織や事業所、教育機関、各種団体等との協働による市民の健康意識の向上をめざします。そして、市内医療機関や運動施設、関係団体等と連携し、健康づくりに取り組みやすい環境整備を図ることにより、市民の主体的な健康づくり活動を推進します。

【施策】

(1) 健康づくり行動の促進と身近な健康相談・指導体制の充実

①健康づくりの意識の向上

地域自主組織や事業所、学校などの教育機関等と連携し、健康教室の開催等を通して「自分の健康は自分で守る」という主体的な健康づくりの意識の醸成を図ります。

【主要施策】

- 「まめなかネットU n n a n」を活用した健康づくり情報の提供
- 特定健診や各種がん検診の受診率向上に向けた広報活動の推進
- 地域や事業所、学校、P T A等での健康教室への講師派遣の推進

②疾病予防の推進と市民の主体的な健康づくり行動の促進

がんや生活習慣病、認知症等が発症しないようにするには、日常的な予防

活動が重要です。規則正しい食生活や日常的な身体運動の実践など、疾病予防のための市民の健康づくり行動を促進する啓発や健康教育の充実に努めます。また、地域や事業所等での健康教育活動への講師派遣や、運動施設等と連携した運動教室の開催など、市民の主体的な健康づくり活動を支援していきます。

【主要施策】

- 市民の身体活動の促進
- 運動教室（ウォーキング、室内運動、水中運動等）の開催
- 禁煙教室、糖尿病予防教室等の開催
- 市民の主体的な健康づくり活動支援の充実
- 禁煙・防煙の取り組みの充実
- 歯科口腔保健対策の充実
- 「雲南市食育推進計画(※14)」に基づく食育の推進
- 「まめばす(※9)」の活用促進

③相談・訪問指導の充実

多様化する相談ニーズに適時適切に対応できるよう体制の整備・充実に努めます。

【主要施策】

- 健康相談の充実
- 訪問指導の充実
- 関係機関の連携による適切かつ円滑な相談体制の構築
- 「まめなかネットU n n a n」を活用した保健指導・相談の実施

(2) 病気の早期発見・早期治療の推進

①各種検診を受診しやすい環境づくり

地域や事業所、医療機関等と連携し、多様化するライフスタイルに合わせた各種検診の場を設定するとともに、自己負担金の軽減を図ります。また、がん好発年齢にあたる青壮年期世代が検診を受診しやすくなるような環境整備を行います。

【主要施策】

- 特定健診の実施と未受診者対策の推進
- 各種がん検診の実施
- 歯周疾患検診の実施
- 青壮年期世代の受診率向上に向けた取り組みの充実
- 各種検診に関する情報提供の充実

②事後指導の充実

検診受診後の適時適切な対応により、検診結果が、生活習慣の改善や精密検査受診による病気の早期発見・早期治療につながるよう支援します。

【主要施策】

- 特定健診後の事後指導の充実
- 各種がん検診の精密検査受診率向上に向けた保健指導の充実

4. 高齢者が生きがいをもって暮らせる活動の推進

【現状】

本市の 65 歳の平均余命や平均自立期間は県平均を上回るとともに、ここ数年も延びてきています。また、65 歳以上で趣味や生きがいをもって暮らしている人や地域活動に参加している人、また意識的に身体を動かしている（週 1 回以上運動をしている）人の割合が増えてきています。

一方で、要支援・介護認定者数や一人あたりの介護サービス利用量は増え続けています。

【課題】

高齢者が生涯健康で自立した生活（平均自立期間を延伸し、要介護状態にならないこと）を送るためには、脳血管疾患や骨折、認知症などの発症や重症化を予防することが大切です。そのためには、高齢者一人ひとりが自ら心身の健康づくりの取り組みを実践していく必要があります。今後、団塊の世代が高齢期を迎えていく中、高齢者が家庭や社会の一員としての役割を見出し、趣味や生きがいをもって社会活動に参加できる取り組みを推進していくことが求められています。

【目標】

平均自立期間のさらなる延伸をめざし、高齢者の主体的な健康づくりと介護予防のための取り組みを支援します。そして、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくりをすすめます。

【施策】

（1）高齢者の健康づくり・介護予防事業の充実

①健康づくり・介護予防の推進

高齢者が地域で活動的にいきいきと暮らせるよう、健康づくり・介護予防に関する知識の普及・啓発や行動促進に努め、閉じこもりを防止し、健康増進を図ります。特に近年増加している認知症や要介護の原因疾患に多い脳血管疾患の予防活動を推進します。

【主要施策】

- 高齢者が主体的に行う健康づくり活動への支援
- 地域の自主グループ活動の支援
- 生活不活発病、転倒予防、膝痛、腰痛予防に関する普及・啓発の強化
- 認知症予防、うつ予防に関する普及・啓発の強化
- 生活習慣病予防に関する普及・啓発の強化
- 健康相談・指導の充実
- 訪問指導の充実
- 運動教室（ウォーキング、室内運動、水中運動等）の開催

②各種検診を受診しやすい環境づくり

医療機関や各種団体等と連携し、必要な検診が受けられるよう各種検診を実施するとともに、高齢者に伝わりやすい広報に努めます。

【主要施策】

- 特定健診の実施と後期高齢者の健康診査受診の勧奨
- 各種がん検診の実施
- 歯周疾患検診の実施
- 各種検診に関する情報提供の充実

③訪問による介護予防事業の充実

「二次予防事業（※ 15）」の対象者のうち、うつ・認知症・閉じこもり等になる可能性のある高齢者や、通所形態による事業実施が困難な高齢者に対し、保健師等が家庭訪問し必要な相談・指導を行います。

【主要施策】

- うつ・認知症・閉じこもり高齢者の把握
- 訪問指導の充実

（2）健康づくり・介護予防推進体制の整備

①健康づくり・介護予防活動を支援する人材の育成

高齢者主体の健康づくり・介護予防活動を支援するため、地域運動指導員や「介護予防サポーター（※ 16）」などの人材を育成するとともに、その人材と連携し活動の支援に努めます。

【主要施策】

- 地域運動指導員の養成と研修の充実
- 介護予防サポーターの養成と研修の充実
- 地域運動指導員、介護予防サポーター活動の地域への情報発信の充実

②関係機関と連携した健康づくり・介護予防の充実

各種団体等関係機関や医療機関との情報の共有や各事業について検討・協議や学習会を実施し、より充実した取り組みを行います。

【主要施策】

- 介護予防事業担当者会議の継続開催

③認知症に対する正しい知識の普及・啓発

認知症に対する正しい知識の普及と早期発見、認知症への偏見をなくす活動を展開するとともに、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりをめざします。

【主要施策】

- 認知症地域支援事業の充実（認知症サポーター養成・認知症徘徊SOSネットワーク事業・見守りネットワークの構築）

④効果的な健康づくり・介護予防事業を行うための体制の整備

各種健康づくり、介護予防に関する調査・研究活動を通して高齢者の実態を把握し、健康課題を解決する方策を検討します。

【主要施策】

- 高齢者の健康づくり・介護予防に関する実態把握と事業の評価・見直し
- 介護予防施策評価事業の充実

5. こころの健康の保持・増進

【現状】

近年、自立支援医療の受給者は増えており、こころの病気をもった市民が増加傾向にあります。また、壮年期の男性、高齢期の女性の自殺年齢調整死亡率が増えてきており、本市では「雲南市自殺防止総合対策連絡会」や「雲南市自殺防止総合対策検討委員会」を設置し、「ゲートキーパー（※ 17）」の養成や各種研修会の開催、イベント等における普及・啓発活動など様々な対策を行っています。

【課題】

自殺を未然に防ぐための相談体制の整備や、こころの病気の早期発見・早期治療をすすめるための対応、こころの病気に対する偏見をなくしていくための正しい知識の普及・啓発活動など総合的な自殺防止対策が今後も必要です。

【目標】

自殺防止総合対策の推進により、誰もが安心して生きられる温かい地域づくり（家族の支援、職場の理解、地域の絆）をめざします。

【施策】

（1）自殺防止総合対策の推進

地域ぐるみで自殺のないまちづくりを推進するため、市民に対する正しい知識の普及・啓発、医療機関をはじめとする各種関係機関や団体、ゲートキーパー等と連携した対策を推進します。

特に自殺防止総合対策の重点事項である「普及啓発の重点的实施」「ゲートキーパー機能の充実と地域連携体制の構築」「職場におけるメンタルヘルス対策・職場復帰支援の充実」「訪問支援の充実」「医療提供体制づくりの検討」に取り組みます。

【主要施策】

- 健康教育の推進
- 健康相談の充実
- 訪問支援の充実
- 「保健師紹介カード（※ 18）」の配布
- ゲートキーパーの養成と研修の充実
- 地域ですすめる健康づくりシンポジウムの継続開催
- 一般医療と精神医療との連携についての検討
- 職場のメンタルヘルス対策に関する情報提供の充実
- 自死遺族への支援の充実

（2）こころの健康づくり支援の充実

自らがこころの健康を守るとともに、治療中断、ひきこもり、未治療者に対して人権に配慮した早期対応を図ります。

①正しい知識の普及・啓発

家庭、地域（地域自主組織等）、事業所等を通じて正しい知識の普及・啓

発や学習の機会を提供します。

【主要施策】

- ケーブルテレビ、広報誌等による啓発活動の充実
- 各種イベントを活用した健康教育の充実

②相談体制の充実

精神保健上の問題を抱えるひと、特に自ら支援を求めないひとへの支援を充実するため、家庭訪問や電話相談等相談体制の充実を図ります。

【主要施策】

- 家庭訪問、来所相談、電話相談の充実
- 専門機関への相談・早期受診の促進
- 早期相談・受診の促進

(3) 地域保健における保健・医療・福祉関係団体等との連携の強化

「指定相談支援事業所（※19）」や「地域活動支援センター（※19）」、保健所等と連携し、関係団体の活動を支援します。

誰もが住みやすい地域づくりをめざすため、精神保健医療機関や生活を支援する機関、地域づくりを目的に活動する団体等との連携を強化します。

【主要施策】

- 地域自主組織との連携による情報提供の実施
- 地域で生活する障がい者に対して、適切に支援を行うための各種関係機関（指定相談支援事業所、保健所、医療機関、民生委員、障がいサービス事業所、社会福祉協議会等）との連携の強化
- 家族会への支援の充実
- 断酒会との連携の強化と支援の充実
- 島根県精神保健福祉対策と連携した各種会議への参画と精神保健活動の強化

【用語の解説】

- ※ 1 (P1) 「健康日本 21」とは、「①一次予防（疾病の発症そのものを予防すること）の重視」「②健康づくり支援のための環境整備」「③目標等の設定と評価」「④多様な実施主体による連携のとれた効果的な運動の推進」を基本方針とした、21世紀の新しい国民健康づくり運動です。これにより、国、都道府県、市町村はそれぞれ戦略的基本計画と執行的行動計画を策定・実行・評価・見直しを行うこととされています。運動の計画期間は、平成13年度から平成24年度までとなっており、現在国では次期健康づくり運動に向け、現計画の評価が進められています。
- ※ 2 (P1) 市町村は、「国民の健康増進の推進に関する基本的な方向」等国が定めた基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、住民の健康増進の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めることとされています。
- ※ 3 (P2) 「自助」とは、自分の健康は自分で守ることで、本計画においては自分自身で日頃から食生活に気をつけたり、運動に励んだりするなど健康づくり行動を主体的に行うことを言います。
- ※ 4 (P2) 「共助」とは、自分で自分の健康を守ることが難しい場合など、他者と助け合って行うことで、本計画においては家族や地域、職場などのなかまと共に支え合いながら健康づくりに努めることを言います。
- ※ 5 (P3) 「公助」とは、市役所等公的機関による各種健康支援サービスなどの公的支援のことを言います。
- ※ 6 (P6) 「地域自主組織」とは、本市がすすめる多様な主体の参画による住民自治組織で、地域の将来を住民自らが考えて決定し、地域資源を活用して地域の魅力を高め、住民参加による地域に根ざしたまちづくりを推進していくことを基本として、交流センターを拠点に様々な活動を行っています。

- ※ 7 (P7)「地域運動指導員」とは、身体を動かすことの楽しさを学び、自分の健康づくりはもとより、市民の健康づくりや介護予防のために、身近な立場で運動・生活活動の指導、普及啓発活動を実践する方です。
- ※ 8 (P7)「食生活改善推進員」とは、食生活の改善方法や毎日の料理について、身近な立場で指導・助言・相談活動をされている方です。主に地域や学校で、楽しく料理をしながら栄養バランスのとれた食事の大切さを伝える料理教室など食育の推進に活躍されています。また、市民のよりよい食習慣づくりや防煙対策など健康づくりのための身近な活動を支援されています。
- ※ 9 (P8)「まめなかネットU n n a n」とは、市民の健康づくりを応援する総合WEBサイトで、市内の様々な運動施設等で展開されている運動教室や健康講演会などの開催案内、医師・保健師等による健康コラム、健康体操の動画の配信など、健康づくりに関する様々な情報を提供しています。また、会員登録すると会員カード「まめばす」を使って市内 6 箇所の運動施設に設置してあるタッチパネル式端末機や自宅のパソコンで、自身の健康情報や運動記録をシステムに登録することができ、日常の健康管理に役立てることができます。
- ※ 10 (P9)「雲南市要保護児童対策地域協議会」とは、児童福祉法に定める要保護児童の早期発見やその適切な保護を図るため、関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的に設置した組織です。
- ※ 11 (P10)「ブックスタート事業」とは、赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動です。本市では、4 ヶ月児健診の際に、図書館司書等の指導によりブックスタート・パックを交付しています。
- ※ 12 (P11)「健康危機管理マニュアル」とは、自治体が、医薬品、毒物劇物、感染症、食中毒、その他何らかの原因により生じる生命、健康の安全を脅かす健康危機の発生時に、情報の収集と伝達を速やかに行い、被害の規模や内容等を勘案して適切な初動体制を構築し、健康被害者の生命を守るとともに、健康被害の拡大防止を図るために定めた指針です。
- ※ 13 (P12)「年齢調整死亡率」とは、年齢構成の異なる人口集団の間での死亡率や、特定の年齢層に偏在する死因別死亡率について、その年齢構成の差を取り除いて比較ができるように調整した死亡率です。
- ※ 14 (P13)「雲南市食育推進計画」とは、本市の豊かな食や風土を次の世代へしっかりと受け継ぎ、将来にわたって市民が健康で豊かに暮らせる社会の実現をめざし、平成 21 年 3 月に策定されました。大きな柱として「①子どもの調理活動や生命に触れる体験を増やしていく取り組み」「②食育に関して若い世代を応援する取り組み」「③本市の恵まれた食をもっと多くの市民に知ってもらおう取り組み」を掲げ、これらの取り組みを推進するための体制づくりをすすめるなど、計画の実現に取り組んでいます。
- ※ 15 (P15)「2 次予防事業」とは、主として要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる 65 歳以上のひとを対象として実施する介護予防事業で、対象者一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的として実施されています。
- ※ 16 (P15)「介護予防サポーター」とは、介護予防に関心があり、介護予防の普及啓発活動を実践する方です。現在は既存の地域運動指導員を中心に研修を行い、介護予防サポーターとして位置づけています。
- ※ 17 (P16)「ゲートキーパー」とは、自殺総合対策大綱において、「自殺の危険性の高い人の早期発見・早期対応を図るため、自殺の危険性を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができるひと」と定められています。
- ※ 18 (P16)「保健師紹介カード」とは、雲南市自殺防止総合対策事業の一環として市健康推進課が作成した名刺サイズのリーフレットです。悩みを抱えるひとを相談窓口につなぐために、まずは保健師につないでいただくことを目的にしています。健康推進課、消費生活センター、産業振興センターの窓口を設置しているほか、ゲートキーパー養成研修の参加者や民生児童委員等に配布しています。
- ※ 19 (P17)「指定相談支援事業所」「地域活動支援センター」とは、主に精神障がいや知的障がい、高次脳機能障がいのあるひとの生活全般や就労に関する相談に応じ、地域での暮らし（仲間づくりや活動機会の提供）を支援する施設です。

第3章 評価指標

本計画の達成度を図る評価指標として、基本理念にある中目標（ライフステージごとのひとづくり目標、健康づくりを支える地域づくり目標）の達成度を測定することで評価できるものとして設定しました。そしてその達成度を見ることで、基本政策、施策の確認・見直し等の評価を行い、次期計画に反映させていきます。

中目標	こころと身体を大切に思うひとを増やす		
評価項目	自分のことが好きな小中学生の割合 (雲南市児童生徒生活実態調査)	平成23年	平成26年
		57.8%	63.5%
根拠	こころと身体を大切に思うひとが増えたかどうかを測定するには、まず自分のことを好きだと思ふことが大前提で、そして自分のこころと身体を大切にす行動につながるのではないかと考え、評価指標を設定しました。		

中目標	健康への意識をもち健康づくりに取り組むひとを増やす		
評価項目	日常的に健康づくりに取り組んでいる市民の割合 (市民生活の現状に関するアンケート調査)	平成22年	平成26年
		64.6%	71.0%
根拠	市民一人ひとりが健康への意識をもち、そして健康づくり行動へと発展させているかどうかを測定するには、日常的に健康づくりに取り組んでいる人の割合を調査することで達成度が評価できるものとし設定しました。		

中目標	こころ安らかに毎日が楽しいと感じるひとを増やす		
評価項目	生きがいを感じている高齢者の割合 (市民生活の現状に関するアンケート調査)	平成22年	平成26年
		75.7%	83.0%
根拠	こころ安らかに毎日が楽しいと感じる人が増えたかどうかを測定するには、生きがいを感じている高齢者の割合を調査することで達成度が評価できるものとし設定しました。		

中目標	地域で健康づくりを支え合うなかまを増やす		
評価項目	地域で健康づくりや生きがいづくりなどに自主的に取り組んでいる団体の数 (雲南市健康・生きがい・スポーツ活動等に関する調査)	平成21年	平成26年
		128団体	140団体
根拠	地域で健康づくりを支え合うなかまが増えたかどうかを測定するには、地域で健康づくりや生きがいづくりなどに自主的に取り組んでいる団体の数を調査することで達成度が評価できるものとし設定しました。		

めざせ健康長寿日本一！ 雲南市健康づくり施策展開イメージ 切り拓け！ 雲南市の健康づくり

大目標
(健康なまちづくり)

誰もが生涯健康でいきいきと生きがいをもって暮らせるまちづくり

健康づくり施策推進の基本理念

現状・課題

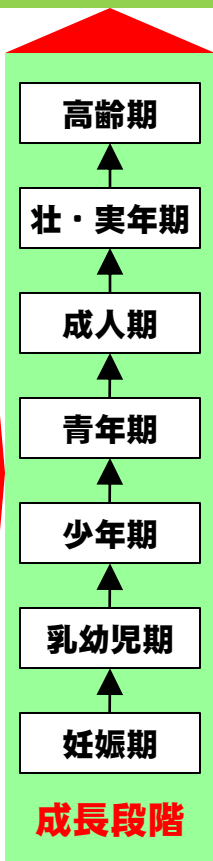
- 行政だけでなく住民・民間組織が参画した健康づくりを推進する組織がない。
- 朝食を食べないなど基本的な生活習慣が確立していない親子が依然多い。
- 働き盛りの男性のがん死亡が増えている。
- 要支援・介護・認知症高齢者が増加している。
- こころの不調を抱えているひが増えている。
- 自殺死亡率が全国、島根県に比べて高い。

課題解決のキーワード

市民と行政の協働による健康づくりの推進

- こころと身体を大切に思うひを増やす
- 健康への意識をもち健康づくりに取り組むひを増やす
- こころ安らかに毎日が楽しいと感じるひを増やす
- 地域で健康づくりを支え合うなかまを増やす

中目標

(ひとづくり・地域づくり)


関係機関等の主な役割

- 家庭** — 基本的な生活習慣の確立
- 地域自主組織等** — 健康づくり推進運動の展開
- 学校等教育機関** — 健康教育の充実
- 関係団体・施設等** — 多様な学習・運動機会の提供
- 事業所等** — 健康で働きやすい職場環境の創出
- 研究所、大学等** — 研究成果の提供
- 病院等医療機関** — 保健・医療サービスの提供
- 保健行政** — 各種保健サービスの提供

身体教育医学研究所
うなん

大学等の学術機関

関係団体・施設等

事業所等

連携

第2次健康増進実施計画の実行・進行管理

協働

地域自主組織等

病院等医療機関

健康福祉部

雲南市健康づくり推進協議会

教育委員会

政策企画部

本計画を推進していくにあたり、健康づくり推進組織を中心に関係機関が連携・協働により、中目標・大目標の達成をめざすものです。

資料編

第2次雲南市健康増進実施計画策定の経過

期 日	会議等の内容
	事務局内作業部会の開催～素案の作成～
	策定委員会設置要綱の制定
10月26日	第1回策定委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・正副委員長の選出 ・全体協議～第2次計画の策定方針について～ ～第2次計画の理念について～ ～第1次計画の成果と課題について～ ・部会討議～成果と課題を踏まえた今後の推進施策について～
	作業部会の開催～計画案の修正等～
11月29日	第2回策定委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・全体協議～基本理念及び基本政策1について～ ・部会協議～基本政策2～5について～
	作業部会の開催～計画案の修正等～
12月22日	第3回策定委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・全体協議～基本理念及び基本政策1について～ ・部会協議～基本政策2～5について～
12月27日 ～1月26日	計画案に関するパブリックコメント（意見募集）の実施 ～市ホームページに掲載～
	作業部会の開催～計画案の修正等～
	策定委員から出された意見や事務局内での協議・調整による計画案の修正
2月14日	第4回策定委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・全体協議～計画案（最終版）について～ →策定委員会として計画案の決定 →市健康福祉部長に提出
3月 5日	市長決裁→市の計画として決定
3月12日	公表

第2次雲南市健康増進実施計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成19年度に策定した雲南市健康増進実施計画（以下「第1次計画」という。）を改定し、新たな計画を策定するため、第2次雲南市健康増進実施計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について協議・検討を行う。

- (1) 第1次計画を踏まえた成果と課題の抽出及び検証に関すること。
- (2) 前号を踏まえた今後の振興方策の提案及び協議に関すること
- (3) その他市民の健康増進を図るために必要な事項の検討及び協議に関すること。

(委員)

第3条 策定委員会は、委員25名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健・医療関係者 5名以内
- (2) 福祉関係者 5名以内
- (3) 教育関係者 3名以内
- (4) 健康づくりに関する各種団体の代表者 10名以内
- (5) 学識経験者 2名以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成23年10月26日から平成24年3月15日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長は委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、策定委員会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席により成立する。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。
- 5 委員長は、会議において策定した計画案を市長に提出する。
- 6 会議の運営にあたり、部会を置くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 会議に出席した委員に対して、報酬、費用弁償を支給する。

(事務局)

第8条 策定委員会の事務局は、雲南市健康福祉部健康推進課に置く。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年10月26日から施行する。

(有効期限)

- 2 この告示は、平成24年3月15日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 この告示の施行後、最初に開かれる委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず市長が招集する。

第2次雲南市健康増進実施計画策定委員会委員名簿

委員役職	氏名	所属・役職
委員長(成・青)	吾 郷 美奈恵	島根県立大学短期大学部教授
副委員長(成・高)	西 村 昌 幸	雲南医師会会長
副委員長(精神)	楨 原 富 徳	雲南市民生児童委員協議会会長
委員(精神)	吉 井 千栄子	島根県雲南保健所健康増進グループ課長
委員(成・高)	落 合 研	雲南市歯科医師会会長
委員(成・青)	大 谷 順	雲南市立病院院長
委員(精神)	小豆沢 毅	奥出雲コスモ病院医師
委員(精神)	金 山 久 一	西日登振興会会長
委員(成・青)	永 瀬 晃	多根の郷会長
委員(成・青)	小 林 貴美子	雲南サロン「陽だまり」代表
委員(母子)	小 村 洋 美	雲南市食生活改善推進協議会会長
委員(母子)	加 藤 勇	雲南市体育指導委員協議会会長
委員(成・高)	兒 玉 昭 雄	雲南市地域運動指導員連絡協議会大東町代表
委員(成・青)	栗 玲 子	雲南市ウォーキング協会理事
委員(成・青)	藤 原 俊 雄	雲南市商工会事務局長
委員(成・高)	若 林 万里子	社会福祉法人雲南市社会福祉協議会地域福祉部介護予防係長
委員(成・高)	錦 織 美由起	社会福祉法人よしだ福祉会(ケアポートよしだ) 副施設長
委員(精神)	井 谷 順 子	社会福祉法人雲南広域福祉会統括施設長
委員(母子)	速 水 久 樹	株式会社キラキラ雲南(アスパル) 係長
委員(母子)	石 飛 由美子	掛合町子育て支援センター指導員
委員(母子)	景 山 明	雲南市教育委員会統括監
事務局	清 水 寛	雲南市健康福祉部部長
事務局(総括)	上 村 博 子	雲南市健康福祉部健康推進課課長
事務局(総括)	曾 田 富 代	雲南市総務部人事課専門官
事務局(総括)	足 立 清 子	雲南市健康福祉部地域包括支援センター長
事務局(総括)	神 田 みゆき	雲南市掛合総合センター保健福祉課課長
事務局(総括)	岡 田 志 保	雲南市立病院健康管理センター保健推進課課長
事務局(総括)	和 泉 ちひろ	雲南市健康福祉部健康推進課健康増進グループ主幹保健師
事務局(総括)	本 間 直 子	雲南市健康福祉部健康推進課健康増進グループ保健師
事務局(母子)	渡 辺 幸 枝	雲南市健康福祉部健康推進課健康増進グループ統括看護師
事務局(成・青)	小 砂 祐 子	雲南市健康福祉部健康推進課健康増進グループ統括保健師
事務局(成・高)	須 藤 晴 紀	雲南市健康福祉部地域包括支援センター主幹保健師
事務局(精神)	佐 藤 久美子	雲南市健康福祉部健康推進課健康増進グループ主幹保健師
事務局(成・青)	武 田 千 恵	雲南市健康福祉部健康推進課健康増進グループ副主幹保健師
事務局(母子)	伊 藤 由紀子	雲南市健康福祉部健康推進課健康増進グループ副主幹保健師
事務局(成・高)	垣 見 春 奈	雲南市健康福祉部健康推進課健康増進グループ主任保健師
事務局(成・高)	安 部 美智野	雲南市健康福祉部健康推進課健康増進グループ歯科衛生士
事務局(母子)	細 田 典 子	雲南市大東総合センター保健福祉課統括保健師
事務局(成・青)	板 垣 美由紀	雲南市大東総合センター保健福祉課保健師
事務局(精神)	佐々木 理津子	雲南市加茂総合センター保健福祉課副主幹保健師
事務局(母子)	高 橋 典 子	雲南市木次総合センター保健福祉課副主幹保健師
事務局(成・青)	鳥 谷 仁 美	雲南市木次総合センター保健福祉課保健師
事務局(成・青)	高 橋 真寿美	雲南市三刀屋総合センター保健福祉課副主幹保健師
事務局(精神)	土 屋 悦 子	雲南市吉田総合センター保健福祉課統括保健師
事務局(精神)	津 田 広 美	雲南市掛合総合センター保健福祉課主幹保健師
事務局(母子、成・高)	福 島 理 恵	身体教育医学研究所うんなん副主幹保健師
事務局(成・高)	原 田 久 江	雲南市健康福祉部地域包括支援センター副主幹保健師
事務局(成・青)	渡 部 初 枝	雲南市立病院健康管理センター保健推進課保健係副所長
事務局(成・高)	松 浦 秋 湖	雲南市立病院健康管理センター保健推進課保健師
事務局(連携部局)	小 川 忍	雲南市政策企画部地域振興課課長
事務局(連携部局)	原 田 憲 一	雲南市政策企画部地域振興課地域振興グループ主幹
事務局(連携部局)	北湯口 純	身体教育医学研究所うんなん主任研究員
事務局(連携部局)	鎌 田 真 光	身体教育医学研究所うんなん研究員
事務局(庶務)	飛 田 博 志	雲南市健康福祉部健康推進課企画・調整グループ主幹

母子：母子保健部会、成・青：成人保健青壮年部会、成・高：成人保健高齢者部会、精神：精神保健部会

幸運なんです。
雲南です。

第2次雲南市健康増進実施計画

編集・発行	雲南市健康福祉部健康推進課
住 所	〒699-1392 島根県雲南市木次町木次1013-1
電話・FAX	0854-40-1045、0854-40-1049
電子メール	kenkousuishin@city.unnan.shimane.jp
発行年月	平成24年3月